

はしがき

「事故（労災）が起きました」と社員から連絡・報告があったとき、人事労務担当者は何を考え、どのような事態を想定し、どのような対応をすべきでしょうか？

あるいは、顧問として、どのようなアドバイスをすべきでしょうか？

本書は、「労災」を起点として、それに関連する被災労働者と労災保険との関係、同人に対する事業主の補償ないし賠償義務、労働安全衛生を目的とする行政との対応といった、権利関係やそれを実現するための一連の手続を理解するために必要となる基礎的な知識について説明するものです。

労務に関するトラブルのうち、解雇、賃金不払いが多くを占めるのは確かですが、長時間労働やハラスマントが生じた場合には、精神障害を発症するなどして労災認定を受けるケースは少なくありません。

また、過労死や過労自殺を含む事故（労災）による賠償が問題となる場合、事業主の賠償義務が高額になることもめずらしくなく、経済的な負担は決して軽視しうるものではありません。

さらに、解雇・賃金不払いといった金銭の支払いを中心とした民事上のトラブルについて、基本的には、行政がこれに介入することは消極的ですが、労災については、労働安全衛生の観点から、その再発防止等を目的に、行政として関与すべき十分な理由も認められます。

そして、場合によっては、行政指導にとどまらず、司法処分という刑事手続に発展することにより、捜査機関とのシビアな関係が生ずることもあります。

上記のようなことを踏まえれば、冒頭のような報告を受けたとき、会社の人事労務担当者であれば、事故そのものの対応はもちろんのこと、今後、行政との間や被災労働者との間でどのような対応をすべきかを想定したうえで、あらかじめ、そのために必要な準備に着手して

おくべきともいえます。

社会保険労務士・弁護士の先生方であれば、それまでに生じ、あるいはその後生じるであろう出来事の全体像を理解・想定してアドバイスを行う必要があるのは当然のことといえます。

しかしながら、労働関係について書かれた書籍の多くは、労働契約の成立、解雇・雇止等によるその終了ならびに賃金および労働時間を中心とした労働条件等に関する内容にその多くの紙面が割かれ、労災（労災補償、安全衛生、行政規制）については相対的に扱いが軽くなる場合が多いように思われます。

また、司法（行政、民事、刑事）について、法曹関係者等向けに、それぞれを個別的・専門的にまとめた書籍はあるとしても、労災との関係で、必要な程度でこれらをまとめて説明するものはあまりなかつたものと思われます。

以上のような問題意識から、実務における必要十分な範囲で「労災」の全体像を理解してもらうことを目的に、本書を執筆したものです。

本書で言及する内容の多くについては、難解な議論には踏み込みます、気軽にご覧いただけるようにしながらも、行政指導・行政処分、さらには民事・刑事の裁判手続まで含めて一冊にまとめていますので、その全体像をそれほど困難なく理解していただけるものと考えています。

また、意見にわたる部分は、著者の経験やそれに基づく推察・考察等に基づくものですが、各法令や行政通達を読むだけでは気付きにくい内容となっているはずです。そのため、本書が、基礎的な知識を既に有し、実務で活躍されている社会保険労務士・弁護士の先生方等についても、これらについて更なる理解を深め、問題意識を高めていただけることの一助になれば幸いです。

令和5年10月

弁護士 中野 公義

目 次

第1章 雇用と労災

第1節 労災を起点とした行政と司法による労働法の全体像	11
第2節 労働法の適用がない場合	15

第2章 労災保険の基本（補償・徴収）

第1節 根拠（労働者災害補償保険法）	23
第2節 労災の定義	27
第3節 労災の要件たる「業務上」とは	29
第4節 業務上の疾病（労働基準法75条2項・同法施行規則35条（別表1の2））	32
第5節 補償の内容	36
第6節 各種認定基準	40
第7節 デスクワークによる肩こりは労災となるか？	43
第8節 従業員の暴行による怪我は労災となるか？	45
第9節 労働保険料	47
第10節 保険料率とメリット制	50
第11節 特別加入制度	52
第12節 特別加入者への補償の対象	56
第13節 その他の保険給付等	61
第14節 不正受給と詐欺罪	64
第15節 労災保険の社会保障化	67

第3章 労災と労働安全衛生

第1節 安衛法の概要	73
第2節 安衛法と各省令	76
第3節 労基法と安衛法との関係	78
第4節 労災件数の推移	80
第5節 労災隠し	82

第4章 労災と行政活動等

第1節 調査と監督	89
第2節 司法処分と行政指導	92
第3節 是正勧告とは正報告	97
第4節 使用停止・変更命令処分	101
第5節 寄宿舎の使用禁止	104
第6節 支給・不支給決定に対する不服	106
第7節 平均賃金（給付基礎日額）についての不服	109
第8節 取消訴訟	112
第9節 審査請求および取消訴訟の期間	114
第10節 支給決定前の事業主による不服の主張	118
第11節 支給決定後の事業主による不服の主張	121

第5章 労災と司法（刑事）

第1節 労災と司法処分	129
第2節 法違反と労災発生の因果関係の必要性	133
第3節 捜査の端緒	138
第4節 任意処分と強制処分	143

第 5 節	強制捜査（強制処分）	147
第 6 節	搜索・差押え	150
第 7 節	労災と業務上過失致死傷との競合	154
第 8 節	逮捕と取調べ	157
第 9 節	逮捕・勾留と送検手続	161
第10節	検察庁による終局処分と裁判（正式と略式）	165
第11節	まとめ	169

第6章 労災と労働契約

第 1 節	解雇制限	173
第 2 節	労災と休職との関係	175
第 3 節	労災の症状固定後の解雇	178
第 4 節	打切補償による解雇	182

第7章 労災と司法（民事）

第 1 節	損害賠償義務の根拠（債務不履行と不法行為）	187
第 2 節	安全配慮義務ないし注意義務の内容	191
第 3 節	予見可能性	194
第 4 節	使用者責任と安全配慮義務	196
第 5 節	元請業者の下請労働者に対する安全配慮義務	199
第 6 節	役員の責任（会社法429条）	203
第 7 節	通勤災害に対する責任	207
第 8 節	安衛法上の義務と民事上の注意義務	210
第 9 節	証拠としての労災資料	214
第10節	行政の認定および認定基準と司法判断	219
第11節	損害（過失相殺と損益相殺）	223

第8章 労災と民事賠償責任との調整

第1節 労基法上の補償の義務と労災と民事上の義務との調整	231
第2節 第三者行為災害	233
第3節 求償差控え	236
第4節 控除	239

第9章 労災「超」基礎知識

第1節 業務起因性	243
第2節 テレビの影響	245
第3節 特別加入の全部労働不能	248
第4節 未払賃金の立替払い制度の財源	252
第5節 遅れて提出された労働者死傷病報告と自首の成否	255
第6節 監督署等で用いられる略称	257
第7節 送検手続の名義	259
第8節 使用停止命令	263
第9節 不思議な使用停止命令書	265
第10節 一般司法警察員による労基法違反事件等	267
第11節 「労働」の位置付け	270
第12節 業務上過失傷害と労働関係法令の比較	272
第13節 労基法違反で逮捕されるか	275
第14節 道路上での検問	278
【参考】 認定基準一覧	283

凡例

本書においては、次の略語を用いています。

安衛法	労働安全衛生法
刑訴法	刑事訴訟法
債管法	国の債権の管理等に関する法律
最賃法	最低賃金法
自賠法	自動車損害賠償補償法
石綿救済法	石綿による健康被害の救済に関する法律
徴収法	労働保険の保険料の徴収等に関する法律
賃確法	賃金の支払の確保等に関する法律
労基法	労働基準法
労契法	労働契約法
労災保険法	労働者災害補償保険法

[第1章]



雇用と労災

本章では、これ以降の章で個別に触れることとなる、労災を起点とした労働関係の全体像について簡単に説明します。また、その理解のために、労働法ないし「労災」という概念がない場合の権利法律関係やそれに関連する手続や制度についても説明します。

一第1節――

労災を起点とした行政と司法による労働法の全体像

Q

「労災」が起きたときの、労働者や使用者（事業主）の権利関係や、それに伴う手続等はどのようなものとなりますか？

A

被災した労働者の権利および事業主が負う義務だけでなく、各当事者と行政との関係や、裁判所との間での司法的な手続が生じることとなります。

?

疑問点

「労災」と聞くと、被災した労働者の補償や、そのための労災保険手續が真っ先に思い浮かぶところですが、どのような法令に基づき、労働者の権利義務、事業主としての行政上の義務等が生じるものとされているのでしょうか。



解説

労働関係法令

被災したのが労働者であり、いわゆる労働関係法令の適用を受けう

第1章 履用と労災

る場合には、労働者および事業主に対して、次のような法令の適用が問題となります。この場合、主に、対行政との手続を要することとなります。

- ・労働者災害補償保険法（労災保険法）
- ・労働基準法（労基法）
- ・労働安全衛生法（安衛法）
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律（徴収法）

自動車事故の場合

また、労災事故が、自動車の運行により生じた場合には、自動車損害賠償補償法（自賠法）の適用や、損害保険会社に対する請求の手続を要する場合もあります。

行政手続の関係

被災した労働者が労災保険の給付を受けようとすれば、行政（労働基準監督署）に対する手続を要することとなりますし、それが認められない場合には、その処分の取消しを求め、審査請求や行政訴訟に進まなければならぬことになります。

また、事業主としては、保険契約者として、保険者である政府（行政）に対して保険料を支払う義務を負っているだけでなく、労災の発生に関連して、なんらかの法違反が存在すればそのことについて指摘を受け、労災自体の発生防止等を目的に、改善や報告を求められることもあります。

民事司法（労働者と事業主）

さらに、労働者が労災保険給付を受けたとしても、労働者と事業主との間の損害賠償義務が残ることもあり、その場合には民事訴訟手続で権利関係が判断されることになります。

刑事司法（事業主と捜査機関）

加えて、法令の違反があれば、事業主に対する罰則を科すために捜査が行われ、起訴され、罰金の納付等を命じられる場合もあります。ここでの捜査は、警察が行えないものではありませんが、労基法、安衛法等の違反があれば、主に労働基準監督官が捜査を行い、検察庁へ送検し、検察官が起訴することになります。

以上のように、労災が生じたことで、労災保険から保険給付を受けるということ以外に、事業主として様々な手続等を要する場合が想定されますし、保険給付を受けるために労働者として手続的な負担を負う場合が想定されます。

なお、労働関係法令の適用を受けるには、当然ながら、国内における事業として、その労働者が事故（労災）に遭ったことが必要です。

労災保険法3条1項が「この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。」と規定することから、その事業は国内において行われる必要がありますし、仮に海外で事故があったとしても、国内の事業として海外出張を行った時のことであれば、法令の適用を受けることができます（ただし、特別加入制度については例外です。これについては別の章で説明します）。

裁判例

例えば、クラレ事件（令和3年4月13日東京地裁判決・労働判例1272-43）では、ヨーロッパでの市場開発業務を行っていた労働者が海外で自殺したことから、その遺族から遺族補償給付等の請求が行われたところ、労働基準監督署長は、これに対して不支給決定を行いました。

そこで、労働者の遺族がその取消しを求めて裁判所に訴えを提起したところ、裁判所は「亡D（注：労働者）が、単に労働の提供の場が海外にあるだけで国内の事業場である補助参加人（注：事業主）のジェネスタ事業部に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務している海外出張者に当たるとはいえない。」と述べて、不支給決定をした労働基準監督署長の決定を取り消すことはしませんでした。

—第2節—

労働法の適用がない場合

Q

もし、労働関係法令の適用がない、あるいは、それ自体がない場合、労働者への補償等はどのようにになりますか？

A

労災保険給付を受けることはできません。民法の規定にしたがい、事業主が賠償義務を負うかどうかが判断され、また、過失があれば、刑法の規定にしたがい刑罰を科されることになります。

?

疑問点

先の裁判例（クラレ事件）では、海外の事業であったため労働関係法令（特に、労災保険法）の適用がありませんでしたが、そもそも、民法や刑法の特別法である労基法や労災保険法がない場合、労働者は事業主から賠償を受けられるのでしょうか。また、事業主が刑事罰を科されることはあるのでしょうか。



解 説

法令の規定

民法は、民事上の取引（経済活動）を規律するものであり、典型的な契約関係として、雇用関係についても規定をおいています（民法623条から631条まで）。

そして、労災事故により労働者が損害を負った場合において、事業主（民法では使用者）に債務不履行（民法415条「その債務の本旨に従つた履行をしないとき」）があり、これにより損害が生じたといえれば、損害賠償責任を負うことになります。

また、債務不履行が、同時に、故意または過失行為にあたる場合には不法行為による損害賠償責任を負うことになります（民法709条）。

これに対し、労基法75条以下は、災害補償を規定し、上記の「債務不履行」や「故意または過失」といいう行為がない場合でも、事業主（使用者）に対して補償の義務を負うものとしています。

そのため、労働者からすれば、事業主（使用者）において、いわゆる落ち度（過失）がない場合でも、事業主ないし労災保険から一定の補償を受けられるというメリットがあることになります。

反対に、労働関係法令があるからといって、事業主（使用者）は、民法を根拠とする労働者に対する損害賠償義務を否定することはできません。

労基法84条2項により、労災保険から補償を受けた場合には、同一の事由についてはその限度で民法による損害賠償責任を免れることができます。それを上回る損害については、やはり、義務を免れないこととなります。

刑 法

刑法は、殺人や窃盗といった行為について犯罪として規定し、その場合の刑罰の範囲を定めています。

労災について、労基法や安衛法違反を理由に犯罪が成立することはありますが、これらが適用されない場合であっても、刑法の規定に該当すれば、その犯罪行為を行った者には刑罰が科されることとなります。

労災とは直接的に関係するものではありませんが、強制労働（労基法5条）にあたる行為が行われる場合には、逮捕・監禁罪（刑法220条）、暴行罪（刑法208条）、傷害罪（刑法204条）等が成立することが容易に想定されます。この場合は、労基法5条がなくとも、これらにより犯罪となり刑罰が科されることとなります。

労災で特に問題となるのは、業務上過失致死傷罪（刑法211条「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者」）として責任を問われる場合です。

安衛法は、特に、建設業や造船業における組織的な安全管理体制の構築を求めています（例えば、安衛法15条（統括安全衛生責任者）等）。そのため、直接的な違反行為だけでなく、管理体制を構築する義務がありながらそれを怠れば犯罪が成立することとなります。

しかし、そのような法令の適用がない場合であっても、組織の中において、事故を予見し、その発生を回避しうるだけの措置を講ずる権限を有する者については、業務上過失致死傷罪の要件である過失が認められる場合があります。

適用除外

現実的には、労働関係法令が民法や刑法の特別法として規定されていますので、労働者自らが、その賠償を求めて事業主の過失を立証し

なければその補償を一切受けられないということは考え難いところであります。

しかし、労働契約があり雇用関係が成立していた（要するに、「労働者性」が認められる）としても、労働関係法令の中の適用除外に該当して、その適用を受けられない場合があります。

労基法116条1項は、船員法の適用を受ける船員についてはその適用を除外していますが、それ以外に、同条2項は、同居の親族のみを使用する事業および家事使用人についても適用を除外しています（なお、船員に労基法が適用されない理由は、例えば、船が遭難しそうな状況で、休憩（労基法34条）等を理由に、船員が船長の指揮命令に従わないとなれば、船が難破して大災害となる恐れがあるからです）。

裁判例

令和4年9月29日東京地裁判決は、家政婦兼訪問介護ヘルパーとして職業紹介会社に登録し（登録家政婦）、求人者との間で雇用契約の締結が予定されていた者について、家事使用人に該当することを理由に労災を不支給決定したことについて、その判断を争い、取消しが求められた事件でした。

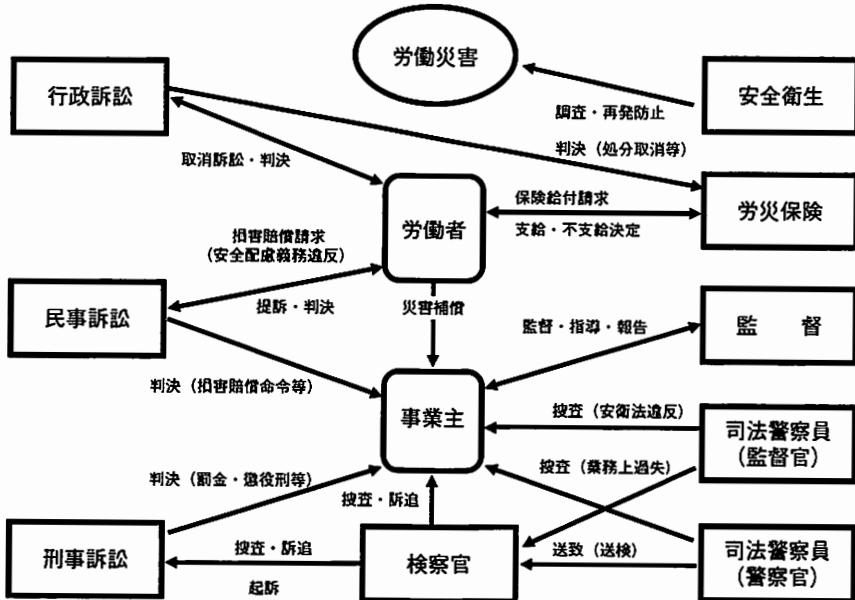
この点、裁判所は、訪問介護サービスについては、「訪問介護サービスに係る部分（本件介護業務）については、本件会社（注：職業紹介会社）の業務と認められ、当該業務の種類、性質も家事一般を内容とするものであったとはいえないから、当該業務との関係では、亡B（注：登録家政婦）が労基法116条2項所定の『家事使用人』に該当するとはいえない。」と判断しました。

しかし、家事にかかる業務については、求人者との間での雇用契約に基づく業務であると判断し、「家事使用人」に該当すると判断しました。

そのため、訪問介護サービスの業務の限りにおいて死亡との業務起

因性を判断し、結果として因果関係を否定し、不支給決定を取り消すことはしました。

■全体像



＜著者略歴＞

中野 公義（なかの きみよし）

昭和52（1977）年生まれ 福岡県出身。

【著者略歴】

- 1996年 福岡県立筑紫丘高等学校普通科卒業
- 2000年 東京工業大学理学部応用物理学科卒業
- 2001年 福井労働局福井労働基準監督署 労働基準監督官
- 2003年 同局武生労働基準監督署 労働基準監督官
- 2004年 厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課通勤災害係
- 2006年 同省政策統括官（労働担当）労使関係担当参事官室 4係
- 2008年 同省退職
- 2009年 平成21年度旧司法試験最終合格
- 2010年 第64期司法修習生
- 2011年 司法修習修了
- 2011年 弁護士登録（福岡県弁護士会 登録番号44216）
- 2011年 独立開業（なかのきみよし法律事務所）

【著 書】

- 『〔労働時間・残業代〕裁判所の判断がスグわかる本』（2018.8）
- 『〔パワハラ・セクハラ〕裁判所の判断がスグわかる本』（2020.6）
- 『〔解雇〕裁判所の判断がスグわかる本』（2020.9）
- 『〔雇止め〕裁判所の判断がスグわかる本』（2020.9）
- 『〔同一労働同一賃金〕裁判所の判断がスグわかる本』（2021.7）
- いずれも日本法令